

2023年5月8日発行

**JMETS 練習船における新型コロナウイルス(COVID-19)
感染防止対策の手引き (Ver. 1.0)**

独立行政法人海技教育機構(JMETS)

目次

1. はじめに.....	P. 3
2. 感染防止のための基本的な考え方.....	P. 3
3. 講じるべき具体的対策.....	P. 3
4. 発熱者／有症者が認められた場合の対応.....	P. 5

別紙1 「乗船前健康観察問診票及び行動記録」

別紙2 「訪船時における新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の分類で5類感染症に位置付けされたことに伴い、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（以下、基本的対処方針という。）が廃止されました。

しかし、新型コロナウイルスの感染力が非常に高いことに変化はなく、発症した場合の療養期間も設けられていることから、練習船の運航や実習に支障をきたす可能性があるため、これからの自主的な感染対策は必要です。

「JMETS 練習船における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止対策ガイドライン」は基本的対処方針をはじめとする政府の諸決定を踏まえ感染予防対策の実施すべき基本事項について整理したものとしていましたが、基本的対処方針の廃止に伴い、令和5年5月8日より「JMETS 練習船における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止対策の手引き」（以下、手引きという。）とし、これまでの感染拡大防止の経験を基に、感染予防対策を整理しました。引き続き、感染予防対策へのご協力をお願い致します。

なお、本手引きの内容は、世間の状況などを踏まえ、適宜、必要な改廃を行います。

2. 感染防止のための基本的な考え方

基本的な感染対策は、「三つの密」（① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。）の回避、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」等とする。

また、これまでの感染予防対策の経験により「ウイルスを船内に持ち込まない」と共に、「持ち込まれたウイルスを拡散させない」を基本方針とし対応する。

このうち「マスクの着用」は、新型コロナウイルス感染症対策本部の「マスク着用の考え方の見直し等について」*1に基づき、練習船では、令和4年1月以降の船内にて感染者が発生した後の感染拡大状況から推奨することとし、陽性者が発生した場合は、感染拡大防止の観点から、着用の協力を強く求めることとする。*2

*1：新型コロナウイルス感染症対策本部 マスク着用の考え方の見直し等について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

*2：R5年4月1日より、学校での新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促す場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすることとされているため、マスクの着用は強制的に行わないこと。

3. 講じるべき具体的対策

（1）乗船一週間前から乗船当日

① 個人生活及び対応

- ・感染のリスクを考慮し、三密（密閉、密集、密接）を回避した行動を取る。
- ・手洗い、うがいを励行する。
- ・着用が効果的な以下の場面では、マスクの着用を推奨する。*1

- ✓医療機関受診時
 - ✓高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ✓通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバスに乗車する時
 - ・乗船に備え、必要な物品を調達する。(マスク・手指消毒スプレー等)
 - ・厚生労働省の指導及び学校保健安全法により、発症後5日間の隔離療養期間が設けられていることから、乗船5日前以降に新型コロナウイルス感染が疑われる症状(37.5°C以上の発熱、倦怠感、咽頭痛、咳、関節痛、頭痛など)があった場合は医療機関を受診する。
- 受診の結果、陽性と診断された場合、表1に従い連絡し、療養期間が終わるまでは乗船しない。
- ・乗船3日前より、乗船前健康観察問診票及び行動記録(別紙1)を記載する。
 - ・乗船3日前より、感染リスクを考慮して、大人数や長時間に及ぶ飲食を行わない。
 - ・乗船前日以降の抗原検査の実施を推奨する。抗原検査が陽性の場合、表1に従い連絡し、療養期間が終わるまでは乗船しない。
 - ・乗船日の早朝の検温で新型コロナウイルス感染が疑われる症状があった場合は表1に従い連絡の上、乗船(練習船への移動は)しない。

表1 乗船前の連絡先

	乗船前日まで	乗船当日
実習生	学校	本船または実習訓練課
乗組員	船員課	本船または船員課

- ② 本船準備及び乗船時の対応
- ・防護資材(手袋、防護服、消毒液等)の確保
 - ・船内各所の消毒(代用;次亜塩素酸ナトリウム液)
 - *電話、パソコン、スイッチ、工具、手すり、ドアノブ、トイレ、共有スペースの什器等
 - ・乗船時、舷門下にて検温(非接触型体温計)し、37.5°C以上は腋窩温を計測し、その結果、37.5°C以上の場合、帰宅させる。
 - ・乗船時、乗船前健康観察問診票及び行動記録(別紙1)の記載事項をチェックし、発熱やリスクが高い行動がないかを確認の上、本人との対話及び体調を観察し乗船許可の判断を行う。

(2) 乗船中

① 船内生活

- ・マスクを着用する*4・*5。(推奨)
- ・手洗いと手指消毒を励行する。

- ・船内換気を励行する。
- ・接触感染の防止のため、共有で使用する物品の場合は、使用後、こまめに消毒、拭き取りを行う。また、手すり、ドアノブ、トイレ（特に便座、洗浄バルブ）、浴室床や共有スペースの什器などの共有部分についても、こまめに消毒を実施する。

*4：屋外、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外すようにする。（厚生労働省 HP 参照）

*5：マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がける。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩することも必要。

② 訪船者（JMETS 職員を含む）への対応

訪船に際しては、「ウイルスを船内に持ち込まない」配慮のため、訪船予定者へ、船内ではマスクの着用を推奨していることを事前に示し、可能な限り協力を得る。

また、乗船時の検温を行い、「訪船時における新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト（別紙2）」の記入を求め、保管する。

③ 上陸

- ・感染のリスクを冒すことがないように細心の注意を払う。
- ・外出中に共有物に触れた場合には、アルコール消毒液での手指消毒、手洗い用の洗剤等を使用しての手洗いなど、頻繁に感染予防を行う。
- ・外出から帰った際は、船内のドアノブなどに触れる前にアルコール消毒薬で必ず消毒を行い、その後うがいと手洗いを徹底する。
- ・停泊中一時帰宅する場合、感染のリスクを冒すことが無いように細心の注意を払い、帰船及び帰船後に市販のキットを使用した抗原検査の実施を推奨する。
- ・実習生は不要不急の外泊を原則禁止とする。また、上陸時間に一定の制限を設定する。

4. 発熱者／有症者が認められた場合の対応

(1) 事前準備

① 療養室（個室部屋では自室、共同部屋では病室等）の確保

- ・各船設備の状況によって異なるが、有症者が他の者と一時的に隔離される個室を準備する。
- ・有症者は診察を受ける前に実習生は教官に、乗組員は安全担当者に連絡し、用意された療養室で待機する。身動きがとれない者は、船内電話や同室者等を介して連絡し、感染防止対策を施した上で、指示を受けるまでカーテンを閉めた状態で自室にて待機する。

② 発熱者／有症者の対応

- ・看護の対応者は看護長とし、実習生の場合は教務担当を、乗組員の場合は安全担当者を加える。（実習の遂行によって本船で判断する。）
- ・連絡応答は可能な限り電話連絡（もしくは無線通信機器）とする。
- ・食事は原則療養室外での置き渡しとする。

(食器の消毒は入念に行い、可能であれば使い捨て容器を活用する。)

- ・トイレは病室内を使用するが、共有場所では、消毒液を準備し使用後は消毒する。
- ・有症者は、船内にて抗原検査を実施する*6。

*6：無症状者に対する使用は、適切な検出性能を発揮できず、適さない。

「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)(令和4年12月9日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001022691.pdf>

(2) 抗原検査結果の対応

① 陽性の場合

- ・厚生労働省の指導及び学校保健安全法に準じ、感染症の予防のため、発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は病室等で隔離して休業させる。その後、陽性者は10日間が経過するまではマスクを着用する。
- ・入港中は、原則、病院を受診する。
- ・航海中及び仮泊中は、可能であれば病院を受診させる。なお、症状が急を要する場合や、症状の改善が見込めない場合は、近傍の仮泊地を選定し、本船搭載交通艇等にて搬送し受診させる。
- ・看護長は、罹患者の状況について、[インフルエンザ等発生報告]を作成し、船員課宛て送付する。
- ・船内でのマスクの着用の協力を強く求める。
- ・同室の者は、感染の可能性が高いため、体温を朝、夕計測し健康管理を徹底する。

② 陰性の場合

- ・有症状者であっても、ウィルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じる。
- ・入港中は、原則、病院を受診する。なお、医師の診断結果が陰性の場合、解熱後24時間後までは隔離を続け、健康観察を行う。
- ・航海中及び仮泊中は、船内にて隔離し、必要であれば再度抗原検査を行う。再度の検査結果が陰性の場合、解熱後24時間後まで隔離を続け、健康観察を行う。
- ・発熱の原因が特定されず、症状が急を要する場合や症状の改善が見込めない場合は、近傍の仮泊地を選定し、本船搭載交通艇等にて搬送し受診させる。

乗船前健康観察問診票及び行動記録

1. 問診票

氏名		電話番号 (携帯)		海外渡航歴・海外渡航者 との濃厚接触歴	有 (詳細:) 無	インフルエンザ予防接種 (☑記入) □接種済み (月 日) □未接種
学校 (所属)		学科 (部・職名)		基礎疾患	有 (疾患名:) 無	
本人の新型コロナウイルス感染履歴		有 (感染年月日 → 年 月 日) 無		受診医療機関名 (本人感染の場合)		新型コロナウイルスワクチン接種 □ 回 接種済 □ 最終接種日 年 月 日 □未接種
共同生活者等の新型コロナウイルス感染履歴		有 (感染年月日 → 年 月 日) 無		感染者との濃厚接触	有 (接触日: 月 日) 無	

2. 乗船一週間前～乗船日までの体調及び行動

- 発熱 (37.5度以上)、咳、のどの痛み、だるさ、息苦しさ等、コロナウイルス感染症の症状は出ていない。
- 感染リスクを考慮し三密 (密閉、密集、密接) の回避した行動をとり、手洗い、うがいを励行した。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない。

3. 健康観察記録

乗船前 日数	月 日	検温時刻 (朝)	体温	検温時刻 (夕)	体温	症状 (該当する項目に○を付けてください。)										平熱		°C
						さむけ	せき	喉の痛み	鼻汁・鼻閉	下痢・嘔吐	関節痛	臭覚障害	味覚障害	結膜充血	頭痛	倦怠感	息苦しさ	
3	月 日	時 分	°C	時 分	°C													
2	月 日	時 分	°C	時 分	°C													
1	月 日	時 分	°C	時 分	°C													
0	月 日	時 分	°C	時 分	°C													

4. 練習船乗船前の行動記録

	外出の有無	外出時間 (複数外出した場合は 合計を記載する)	行動履歴 (外出先、移動手段、移動時間等)	実習生 保護者印
記載例	(有)・無	60 分	11時自宅発-1110近所のスーパー(徒歩)、買い物40分-12時自宅	海技
3日前	有・無	分		
2日前	有・無	分		
1日前	有・無	分		
乗船当日	有・無	分		

5. 抗原検査 (乗船前日以降に検体採取) 実施記録 (実施した者のみ記入)

最終検体 採取日	月 日	検査結果	<input type="checkbox"/> 陰性	<input type="checkbox"/> 陽性	実習生 保護者印
-------------	-----	------	-----------------------------	-----------------------------	-------------

訪船時における新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ位置付けが変更されましたが、練習船は、コロナウイルス感染症が非常に感染拡大しやすい環境であるため、訪船時の健康等のチェックを継続して実施しています。

訪船前にチェック項目をご確認の上、提出をお願いします。

訪船日	令和 年 月 日
氏名	
訪船時検温結果	°C
37.5°Cを超える場合は訪船をお断りします。	

訪船前5日間において以下の項目に当てはまっているか確認し、の記入をお願いします。

該当しない項目がある場合は、訪船をお断りします。

	チェック項目	✓欄
1	咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状がない	
2	だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状がない	

※感染防止対策のため船内ではマスクの着用の推奨を継続しています。
マスクの着用にご協力をお願い致します。

訪船時における新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ位置付けが変更されましたが、練習船は、コロナウイルス感染症が非常に感染拡大しやすい環境であるため、訪船時の健康等のチェックを継続して実施しています。

訪船前にチェック項目をご確認の上、提出をお願いします。

訪船日	令和 年 月 日
氏名	
訪船時検温結果	°C
37.5°Cを超える場合は訪船をお断りします。	

訪船前5日間において以下の項目に当てはまっているか確認し、の記入をお願いします。

該当しない項目がある場合は、訪船をお断りします。

	チェック項目	✓欄
1	咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状がない	
2	だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状がない	

※感染防止対策のため船内ではマスクの着用の推奨を継続しています。
マスクの着用にご協力をお願い致します。